

制定	平成18年	3月30日
改定	平成18年	4月17日
改定	平成18年	8月1日
改定	平成20年	12月1日
改定	平成22年	3月26日
改定	平成22年	11月30日
改定	平成26年	3月27日
改定	平成30年	3月26日
改定	令和2年	3月30日
改定	令和2年	7月13日
改定	令和4年	3月17日
改定	令和4年	8月1日
改定	令和5年	1月1日
改定	令和5年	5月26日

# 再生資材使用指針

## 1. 適用範囲

この指針は、広島市が発注する建設工事に適用する。

## 2. 用語の定義

この指針に掲げる用語の意義は、「広島市建設工事リサイクル推進要綱」に定めるところによる。

## 3. 再生資材の使用の原則

建設工事で使用する資材について、環境の保全及び資源の有効活用を図るため、工事の品質及び環境安全性の確保並びに総合的なコストに留意しながら、再生資材の使用に努めることを基本とする。

- (1) 指定資材については、原則として再生資材を使用する。
- (2) 広島県登録リサイクル製品及び広島市グリーン購入適合資材に該当するものの積極的な使用に努める。
- (3) 発注者は、再生資材の使用を指定するものは、設計図書に当該再生資材の使用について明示する。
- (4) 施工者は、再生資材を使用することとして設計図書に明示していない工種においても、所要の品質及び環境安全性が確保されることを確認のうえ、再生資材の使用に努める。

## 4. 資材の品質及び環境安全性の確保

- (1) 建設工事で使用する資材は、品質及び環境安全性の確保が極めて重要であることに鑑み、再生資材であっても「9 適用基準」に掲げる基準のうちそれぞれの品目及び用途に応じ適用すべき基準を満たすものを用いること。

ただし、この場合、環境安全性について、以下のア、イに該当するものは安全なものとして取り扱う。

ア 指定資材（ただし、改良土及び建設汚泥処理土を除く。）

イ その他、法令、JIS 規格等により環境安全性が確保されているもの

- (2)(1)のイのいずれにも該当しない再生資材については、次のとおり環境安全性の確認を行う。

### A 改良土

改良土の使用にあたっては、次のとおり六価クロムの溶出試験による安全性の確認が必要となる。これらの試験結果は、供給する者が実施するものも含め、いずれも監督職員に提出すること。

ア 改良土を使用する場合の事前確認

受注者は、改良土の供給業者から、六価クロムの溶出試験結果が、環境基本法（平成5年法律第91号）第16条に規定する土壌の汚染に係る環境基準に適合していることを試験結果報告書で確認すること。

その場合、試験方法は、六価クロム溶出試験実施要領(案)によるものとする。

イ 施工後に実施する溶出試験

受注者は、施工後に六価クロムの溶出試験を実施し、環境基本法（平成5年法律第91号）第16条に規定する土壌の汚染に係る環境基準に適合していることを試験結果報告書で確認

すること。

その場合、試験方法は、以下の(ア)、(イ)に示す方法及び頻度で実施することを標準とする。

(ア) 六価クロム溶出試験

方法：六価クロム溶出試験実施要領(案)

頻度：次表のとおり

番号	使用する改良土の量	試験頻度
1	5,000m <sup>3</sup> 以上の工事	改良土1,000m <sup>3</sup> に1回程度(1検体程度)
2	1,000m <sup>3</sup> 以上5,000m <sup>3</sup> 未満の工事	1工事当たり3回程度(合計3検体程度)
3	1,000m <sup>3</sup> 未満の工事	1工事当たり1回程度(合計1検体程度)

(イ) タンクリーチング試験

方法：六価クロム溶出試験実施要領(案)

頻度：改良土の使用量が5,000m<sup>3</sup>以上の場合のみ施工後に1回実施する。

B 建設汚泥処理土

ア 建設汚泥処理土を使用する場合の事前確認

建設汚泥処理土の使用にあたっては、環境基本法(平成5年法律第91号)第16条に規定する土壤の汚染に係る環境基準(溶出量基準に限る。)及び土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)第2条に規定する特定有害物質の基準(含有量基準に限る。)に適合していることを、公的試験機関(国立若しくは公立のもの又は公益法人(特殊法人として存するものを含む。))が運営するものにおいて実施した試験結果報告書等で確認すること。

その場合、試験方法は次表のとおりとする。

試験項目	試験方法
環境基本法に基づく土壤の汚染に係る環境基準(溶出量基準)	「土壤の汚染に係る環境基準について」(平成3年環境省告示第46号)に示された測定方法
土壤汚染対策法に基づく特定有害物質(含有量基準)	「土壤汚染対策法施行規則第5条第4項第2号の規定に基づく環境大臣が定める土壤含有量調査に係る測定方法」(平成15年環境省告示第19号)に示された測定方法

イ 施工後に実施する溶出試験

受注者は、施工後に六価クロムの溶出試験を実施し、環境基本法(平成5年法律第91号)第16条に規定する土壤の汚染に係る環境基準に適合していることを試験結果報告書で確認すること。

その場合、試験方法は、以下の(ア)、(イ)に示す方法及び頻度で実施することを標準とする。

(ア) 六価クロム溶出試験

方法：六価クロム溶出試験実施要領(案)

頻度：次表のとおり

番号	使用する改良土の量	試験頻度
1	5,000m <sup>3</sup> 以上の工事	改良土1,000m <sup>3</sup> に1回程度(1検体程度)
2	1,000m <sup>3</sup> 以上5,000m <sup>3</sup> 未満の工事	1工事当たり3回程度(合計3検体程度)
3	1,000m <sup>3</sup> 未満の工事	1工事当たり1回程度(合計1検体程度)

(イ) タンクリーチング試験

方法：六価クロム溶出試験実施要領(案)

頻度：改良土の使用量が5,000m<sup>3</sup>以上の場合のみ施工後に1回実施する。

C その他の再生資材

その他の再生資材の使用にあたっては、あらかじめそれぞれの品目及び用途に応じ適用すべき基準について、公的試験機関(国立若しくは公立のもの又は公益法人(特殊法人として存するものを含む。))が運営するものにおいて実施した試験の結果報告書を確認すること。その場合、試験項目は「建設工事における他産業リサイクル材料利用技術マニュアル(独)土木研究所(最新版)」に基づいて設定されていること。(参考資料表1参照)

なお、試料は原材料又は製品のいずれでも良いものとするが、再生資材の安全性は原料の

流通もしくは使用過程のできるだけ上流側で確認するのが望ましい。

## 5. 「再生資源利用計画書」の作成、提出及び保存

- (1) 対象とする建設工事
  - ア 請負代金額が100万円以上の建設工事
  - イ 請負代金額が100万円未満の建設工事のうち、「リサイクル法」第10条の規定に基づく「建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成3年10月25日建設省令第19号）（以下「再生資源に関する建設省令」という。）」第8条に規定する建設資材を工事現場に搬入する建設工事。なお、「再生資源に関する建設省令に規定する建設資材」とは次の(ア)から(ウ)のとおりである。
    - (ア) 体積が500 m<sup>3</sup>以上である土砂
    - (イ) 重量が500 t以上である砕石
    - (ウ) 重量が200 t以上である加熱アスファルト混合物
- (2) 「再生資源利用計画書」の作成
  - (1)に該当する建設工事の受注者は、「再生資源利用計画書」を「建設副産物情報交換システム（COBRIS）」（（一財）日本建設情報総合センター（JACIC）がインターネット上で運営）内の CREDAS データ登録により工事着手前に作成すること。
- (3) 「再生資源利用計画書」の提出
  - 受注者は、「再生資源利用計画書」を工事着手前に同システムにより作成し施工計画書に含めて監督職員に提出するとともに、その内容を説明する。
- (4) 「再生資源利用計画書」の掲示
  - 受注者は、「再生資源利用計画書」を工事現場の見やすい場所に掲示、又は映像等により表示することにより公衆の閲覧に供すること。
- (5) 「再生資源利用計画書」の変更
  - 受注者は、「再生資源利用計画書」の内容に変更が生じたときは、速やかに当該計画書及び施工計画書を変更し、その変更の内容を監督職員に速やかに報告すること。
- (6) 「再生資源利用計画書」の実績の把握と記録の保存
  - 受注者は、当該建設工事完成後、速やかに、実施結果について建設副産物実態調査における「再生資源利用実施書」を同システムにより作成し監督職員に提出すること。
  - また、受注者は、「再生資源利用計画書」及びその実施結果の記録について、当該建設工事完成後5年間保存すること。

## 6. 建設発生土の搬入元への受領書の交付

- (1) 対象とする建設工事
  - 体積が500 m<sup>3</sup>以上の土砂を工事現場に搬入する建設工事
- (2) 「受領書」の作成及び交付
  - (1)に該当する建設工事の受注者は、建設発生土を再生資源利用計画書に記載した搬入元から搬入したときは、速やかに、当該搬入元の管理者（当該搬入元が工事現場である場合は、当該工事現場の受注者）に対し、次に掲げる事項を記載した受領書を交付するものとする。
    - ア 建設発生土を搬入した建設工事の名称及び所在地
    - イ 建設発生土を搬入した建設工事に係る受注者の商号、名称又は氏名
    - ウ 建設発生土の搬入元の名称（搬入元が工事現場である場合は、建設工事の名称）及び所在地
    - エ 建設発生土の搬入量
    - オ 建設発生土の搬入が完了した日
    - カ 土地の利用種別（盛土利用等又は一時堆積）
    - キ 土質区分（第1種建設発生土～第4種建設発生土）
    - ク 土量の算定上の状態（「地山量」「締固め量」「ほぐし土量」のいずれかを記入）

## 7. 広島市グリーン購入実績報告の作成、報告

受注者は、広島市役所グリーン購入ガイドラインに基づき、特定品目のうち購入実績を集計する品目について「広島市グリーン購入実績報告書」※を作成し、監督職員まで提出する。

発注者は、環境局からの求めに応じ、広島市役所グリーン購入ガイドラインに基づき、特定品目の

うち購入実績を集計する品目について報告すること。

※ 様式は広島市ホームページに掲載

(アクセス方法 : 「広島市ホームページ」→「事業者向け情報」→「公共事業の情報化と技術管理(技術管理課)」→「広島市請負工事書式集」→「広島市公共工事グリーン購入実績報告書」)

## 8. 指定資材の取扱

指定資材は数量の多少にかかわらず原則として、再生資材を使用すること。

区分	資材名	名称及び規格	留意事項
指定資材	土砂	処理土	<p>利用土砂の選定については、別紙1「利用土砂選定フローチャート」に従うこと。</p> <p>使用する処理土の品質については、「発生土利用基準について(平成18年8月 国官技第112号、国官総第309号、国営計第59号)」で定められた土質区分判定のための試験の結果報告書で確認すること。</p> <p>また、建設汚泥処理土を使用する場合は、「建設汚泥処理土利用技術基準について(平成18年6月12日 国官技第50号、国官総第137号、国営計第41号)」及び「建設汚泥再生利用マニュアル(技術基準編)」を遵守すること。</p> <p>なお、改良土または建設汚泥処理土を使用する場合は、「4資材の品質及び環境安全性の確保 A改良土、B建設汚泥処理土」に記載する環境安全性の確認した上で使用すること。</p>
	砂	再生砂	本市が建設発生土の再資源化施設として登録した施設のものを優先的に用いること。
	砕石	再生砕石	本市承認工場のものをを用いること。
	加熱アスファルト混合物	再生加熱アスファルト混合物	<p>新材料のみで製造しなければ技術的に製造が困難なもの(ポーラスなど)を除き、アスファルト・コンリート塊を原材料としたものをを用いること。</p> <p>なお、建設産業以外から発生する廃棄物を原材料として用いているものについては、「8指定資材を除く再生資材の取扱」に従うこと。</p>

※ 処理土を使用する場合の運搬距離は原則として50キロメートル以内、再生砂、再生砕石及び再生加熱アスファルト混合物を使用する場合の運搬距離は原則として40キロメートル以内とする。ただし、再生加熱アスファルト混合物については運搬時間が1.5時間以内とする。

## 9. 指定資材を除く再生資材の取扱

(1) 指定資材を除く再生資材の使用にあたっては、以下のア～ウの条件を満足したものを使用すること。他業種と競合する再生資材の選定基準については、ア～ウの条件の外、事業毎の特性等を総合的に判断し、選定すること。

ア 工事の品質に問題がないこと（従来品と同等以上であることが確認できる等）

イ 総合的なコスト又は価格が新材と同程度であること

ウ 環境安全性が確保されていること（「4 資材の品質及び環境安全性の確保 C その他の再生資材」参照）

(2) 広島県登録リサイクル製品及び広島市グリーン購入適合資材に該当するものの積極的な使用に努めること。

(3) 使用にあたり技術情報が少ない場合は、適用先として簡易な構造物を選定すること。また、発注者は、施工後、使用した再生資材の情報を新技術・新工法データベースに登録し、情報の共有化を図るよう努めること。

## 10. 適用基準

品質管理及び環境安全性に関する基準類について以下のとおり示す。ただし、改訂が行われたときは、最新の改訂版を用いること。

[品質管理に関する基準類]

再生資材の品目及び用途に応じ適用すべき基準は、以下の基準類及びその他の関係基準等によらなければならない。

- (1) 土木工事共通仕様書（広島市）
- (2) 公共建築工事標準仕様書（（社）公共建築協会）
- (3) 公共建築改修工事標準仕様書（（社）公共建築協会）
- (4) 舗装再生便覧（日本道路協会）
- (5) 舗装施工便覧（日本道路協会）
- (6) 舗装の構造に関する技術基準・同解説（日本道路協会）
- (7) 舗装設計施工指針（日本道路協会）
- (8) プラント再生舗装技術指針（平日本道路協会）
- (9) コンクリート副産物の再利用に関する用途別暫定品質基準（案）（平成6年4月 建設省技調発第88号）
- (10) 発生土利用基準（平成18年8月 国官技第112号、国官総第309号、国営計第59号）
- (11) 建設発生土利用技術マニュアル（平成16年9月 土木研究センター）
- (12) 建設発生土利用基準（平成18年9月 広島市）
- (13) 建設廃棄物処理マニュアル（平成13年7月 環境省）
- (14) 建設汚泥処理土利用技術基準（平成18年6月12日 国官技第50号、国官総第137号、国営計第41号）
- (15) 建設汚泥再生利用マニュアル（平成20年12月 （独）土木研究所）
- (16) その他 J I S 規格

[環境安全性に関する基準類]

再生資材の品目及び用途に応じ適用すべき基準は、以下の基準類及びその他の関係基準等によらなければならない。

- (1) 土壌の汚染に係る環境基準（平成3年8月23日環境庁告示第46号）
- (2) 土壌汚染対策法施行規則（平成14年12月26日環境省令第29号）
- (3) 「一般廃棄物の溶融固化物の再生利用の実施の促進について」（平成10年3月26日付け生衛発第508号）
- (4) 「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準（平成11年12月27日環境省告示第68号）」
- (5) 「セメント及びセメント系固化材を使用した改良土の六価クロム溶出試験実施要領（案）（平成13年4月20日 国官技第16号）」
- (6) 「土壌含有量調査に係る測定方法（平成15年環境省告示第19号）」

(7) 建設工事における他産業リサイクル材料利用技術マニュアル（平成18年4月（独）土木研究所）

附則

この指針は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この指針は、平成18年4月17日から施行する。

附則

この指針は、平成18年8月1日から施行する。

附則

この指針は、平成20年12月1日から施行する。

附則

この指針は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この指針は、平成22年12月1日から施行する。

附則

この指針は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この指針は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この指針は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この指針は、令和2年7月13日から施行する。

附則

この指針は、令和4年4月1日から施行する。

附則

この指針は、令和4年8月1日から施行する。

附則

この指針は、令和5年1月1日から施行する。

附則

この指針は、令和5年5月26日から施行する。

[表 1] 原料、処理方法、用途別の適用基準「建設工事における他産業リサイクル材料利用技術マニュアル（平成 18 年 4 月 独立行政法人 土木研究所）」を基に作製

原料	処理方法	用途	環境安全性基準		
			溶出 28 項目 <sup>※1</sup> 含有 9 項目 <sup>※4</sup>	溶出 6 項目 <sup>※2</sup> 含有 6 項目 <sup>※5</sup>	ダイオキシン類の 含有 <sup>※6</sup>
一般廃棄物焼却灰	溶融固化処理	舗装の路盤材料		○	
		アスファルト舗装の表層及び基層用骨材		○	
		現場打ちコンクリート用骨材		○	
		コンクリート工場製品用骨材		○	
		埋め戻し材		○	
下水汚泥	溶融固化処理	舗装の路盤材料		○	
		アスファルト舗装の表層及び基層用骨材		○	
		現場打ちコンクリート用骨材		○	
		工場製品用コンクリート骨材		○	
		埋戻し材		○	
石炭灰	セメント混合固化	盛土・人工地盤材料	○		
		路盤材	○		
	石灰混合固化	路盤材	○		
焼成フライアッシュ	焼結・焼成処理	人工骨材		○	
粉砕クリンカアッシュ	粉砕処理	アスファルト舗装用フィラー		○	
木くず	破砕処理	マルチング材・クッション材	○ <sup>※3</sup>		
		歩行者用舗装	○ <sup>※3</sup>		
		生チップ緑化基盤材	○ <sup>※3</sup>		
		堆肥化緑化基盤材	○ <sup>※3</sup>		
廃ガラス	粉砕処理	舗装の路盤材料		○	
	粉砕焼成処理	タイル・ブロック		○	
	溶融・発砲	盛土材		○	
その他の他産業リサイクル資材			○		○

- ※ 1 : 「土壤汚染対策法施行規則第 18 条第 1 項（平成 14 年 12 月 26 日環境省令第 29 号）」に示される 25 項目及び「土壤の汚染に係る環境基準（平成 3 年 8 月 23 日環境庁告示第 46 号）」に示されるアルキル水銀、クロロエチレン（塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）、1,4-ジオキサンの計 28 項目の溶出量基準
- ※ 2 : 「一般廃棄物の溶融固化物の再生利用の実施の促進について」（平成 10 年 3 月 26 日付け生衛発第 508 号）に示される 6 項目の溶出量基準
- ※ 3 : 「土壤の汚染に係る環境基準（平成 3 年 8 月 23 日環境庁告示第 46 号）」に示される 29 項目のうち銅、アルキル水銀、クロロエチレン（塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）、1,4-ジオキサンを除く 25 項目の溶出量基準
- ※ 4 : 「土壤汚染対策法施行規則第 18 条第 2 項（平成 14 年 12 月 26 日環境省令第 29 号）」（含有量基準）に示される 9 項目の含有量基準
- ※ 5 : 「土壤汚染対策法施行規則第 18 条第 2 項（平成 14 年 12 月 26 日環境省令第 29 号）」（含有量基準）に示されるもののうち次の 6 項目の含有量基準
- ※ 6 : 「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壤の汚染に係る環境基準（平成 11 年 1 月 2 日環境省告示第 6 8 号）」別表備考欄の 4 に記載される数値

【溶出量試験方法】

※ 1、※ 2 及び※ 3 については、「土壤の汚染に係る環境基準（平成 3 年 8 月 23 日環境庁告示第 46 号）」の別表の測定方法の欄に掲げられた方法による。

【含有量試験方法】

※ 4 及び※ 5 については、「土壤含有量調査に係る測定方法（平成 15 年環境省告示第 19 号）」に定められた方法による。

※ 6 については、「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壤の汚染に係る環境基準（平成 11 年 1 月 2 日環境省告示第 6 8 号）」別表媒体欄の「土壤」に示される方法による。

【表 2】 環境安全性に係る基準値

番号	判定物質名	溶出量基準		含有量基準	
		基準値	備考	基準値	備考
1	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/l 以下	※1、※3	45 mg/kg 以下	※2、※3
2	六価クロム化合物	0.05 mg/l 以下	※1、※3	250 mg/kg 以下	※2、※3
3	シマジン	0.003 mg/l 以下	※1		
4	シアン化合物	検出されないこと。	※1	50 mg/kg 以下(遊離シアン)	※2
5	チオベンカルブ	0.02 mg/l 以下	※1		
6	四塩化炭素	0.002 mg/l 以下	※1		
7	1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/l 以下	※1		
8	1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/l 以下	※1		
9	1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/l 以下	※1		
10	1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/l 以下	※1		
11	ジクロロメタン	0.02 mg/l 以下	※1		
12	水銀及びその化合物	0.0005 mg/l 以下	※1、※3	15 mg/kg 以下	※2、※3
13	セレン及びその化合物	0.01 mg/l 以下	※1、※3	150 mg/kg 以下	※2、※3
14	テトラクロロエチレン	0.01 mg/l 以下	※1		
15	チウラム	0.006 mg/l 以下	※1		
16	1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/l 以下	※1		
17	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/l 以下	※1		
18	トリクロロエチレン	0.01 mg/l 以下	※1		
19	鉛及びその化合物	0.01 mg/l 以下	※1、※3	150 mg/kg 以下	※2、※3
20	砒素及びその化合物	0.01 mg/l 以下	※1、※3	150 mg/kg 以下	※2、※3
21	ふっ素及びその化合物	0.8 mg/l 以下	※1	4,000 mg/kg 以下	※2
22	ベンゼン	0.01 mg/l 以下	※1		
23	ほう素及びその化合物	1 mg/l 以下	※1	4,000 mg/kg 以下	※2
24	ポリ塩化ビフェニル (PCB)	検出されないこと。	※1		
25	有機リン化合物	検出されないこと。	※1		
26	アルキル水銀	検出されないこと。	※1		
27	クロロエチレン (塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002 mg/l 以下	※1		
28	1,4-ジオキサン	0.05 mg/l 以下	※1		
29	ダイオキシン類			250 pg-TEQ/g 以下	※4

※1：「土壤汚染対策法施行規則第18条第1項（平成14年12月26日環境省令第29号）」に示される25項目及び「土壤の汚染に係る環境基準（平成3年8月23日環境庁告示第46号）」に示されるアルキル水銀、クロロエチレン（塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）、1,4-ジオキサンの計28項目の溶出量基準

※2：「土壤汚染対策法施行規則第18条第2項（平成14年12月26日環境省令第29号）」（含有量基準）に示される9項目の含有量基準

※3：「一般廃棄物の溶融固化物の再生利用の実施の促進について」（平成10年3月26日付け生衛発第508号）に示される6項目の溶出量基準（含有量基準も同じく6項目）

※4：「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壤の汚染に係る環境基準（平成11年12月27日環境省告示第68号）」別表備考欄の4に記載される数値

【溶出量試験方法】

※1及び※3については、「土壤の汚染に係る環境基準（平成3年8月23日環境庁告示第46号）」の別表の測定方法の欄に掲げられた方法による。

【含有量試験方法】

※2及び※3については、「土壤含有量調査に係る測定方法（平成15年環境省告示第19号）」に定められた方法による。

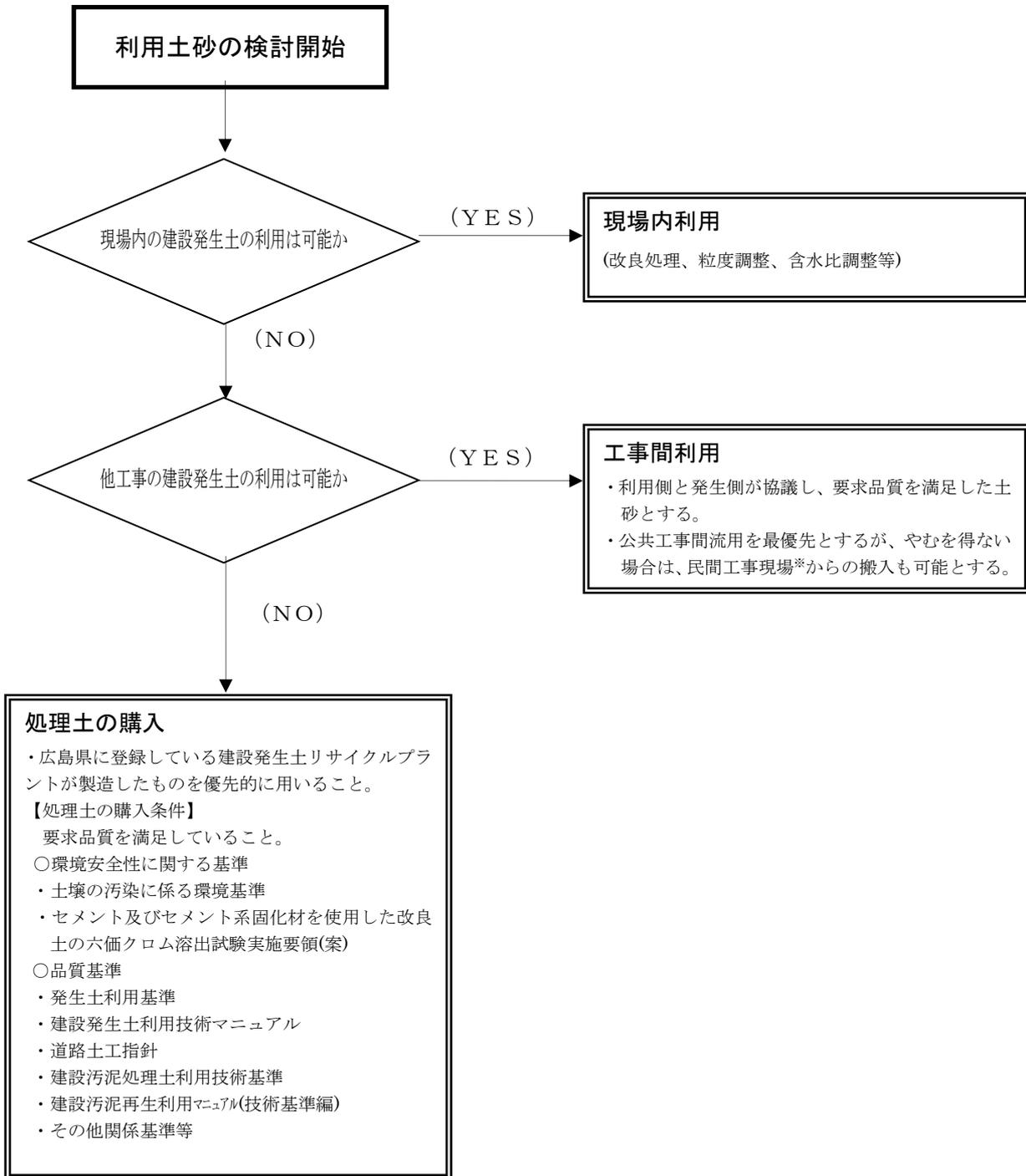
※4については、「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壤の汚染に係る環境基準（平成11年12月27日環境省告示第68号）」別表媒体欄の「土壤」に示される方法による。

[表3] 主要な再生資材の使用箇所等

再生資材の使用箇所及び品質基準については下表を参照のこと。

区分	資材名	名称及び規格	使用箇所の例	品質基準
指 定 資 材	土砂	処理土	<ul style="list-style-type: none"> <li>盛土材</li> <li>埋戻材</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>広島市土木工事共通仕様書</li> <li>土壌の汚染に係る環境基準</li> <li>セメント及びセメント系固化材を使用した改良土の六価クロム溶出試験実施要領（案）</li> <li>建設発生土利用基準</li> <li>建設発生土利用技術マニュアル</li> <li>道路土工指針</li> <li>建設汚泥処理土利用技術基準</li> <li>建設汚泥再生利用マニュアル（技術基準編）</li> </ul>
	砂	再生砂	<ul style="list-style-type: none"> <li>舗装用ブロックの敷砂</li> <li>遮断層</li> <li>埋戻材（良質土の無い場合）</li> <li>軟弱地盤の置換材</li> <li>凍上抑制層</li> <li>下水道管及び道路排水管の基礎</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>広島市土木工事共通仕様書</li> <li>公共建築工事標準仕様書</li> <li>公共建築改修工事標準仕様書</li> </ul>
	砕石	再生クラッシュヤラン (RC30, RC40)	<ul style="list-style-type: none"> <li>埋戻材及び置換材</li> <li>コンクリートブロック積、側溝及び擁壁等の構造物の基礎</li> <li>コンクリートブロック積及び擁壁等の構造物の裏込材</li> <li>仮設道路の敷砂利</li> <li>下層路盤</li> <li>建築物等の砂利地業</li> <li>下水道管及び道路排水管の基礎</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>広島市土木工事共通仕様書</li> <li>再生砕石承認基準の別紙特記仕様書</li> <li>公共建築工事標準仕様書</li> <li>公共建築改修工事標準仕様書</li> </ul>
		再生粒度調整砕石 (RM30, RM40)	<ul style="list-style-type: none"> <li>上層路盤</li> </ul>	同上
	加熱アスファルト混合物	再生細粒度アスファルト混合物 再生密粒度アスファルト混合物 再生粗粒度アスファルト混合物 再生密粒度改質アスファルト混合物 再生粗粒度改質アスファルト混合物 再生加熱アスファルト安定処理混合物	<ul style="list-style-type: none"> <li>表層</li> <li>中間層</li> <li>基層</li> <li>上層路盤</li> <li>建築の構内舗装の表層</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>広島市土木工事共通仕様書</li> <li>公共建築工事標準仕様書</li> <li>公共建築改修工事標準仕様書</li> <li>アスファルト舗装要綱</li> <li>舗装施工便覧</li> <li>舗装の構造に関する技術基準・同解説</li> </ul>

## 利用土砂選定フローチャート



民間工事現場\*とは、工事現場から実運搬距離 5 0 km の範囲内で、搬出条件等が適合し、公共性・公益性の高い工事で、かつ次の項目を満たす工事をいう。

- 土砂搬出後の跡地利用及び当該土地所有者が明確で、土地の売却等が目的でないこと。
- 原則、現況地目の変更を伴わず、特定の土地所有者に著しい利益を与えることがないこと。
- 搬出後の土砂の崩壊や流出などの公衆災害防止、環境対策についての対策がなされていること。
- その他法令上問題がないこと。